

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 26 回分析・サンプリング法部会

日時 : 2005 年 4 月 4 日 (月) ~ 4 月 8 日 (金)

場所 : ブダペスト (ハンガリー)

## 仮議題

1 .	議題の採択
2 .	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3 .	承認できる分析法の評価規準
a)	承認できる分析法の評価ガイドライン案 (ステップ 7)
b)	分析法評価のための目的適合性検討法に関する勧告原案 (ステップ 4)
c)	分析 (試験) 結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案 (ステップ 4)
4 .	手続マニュアル中のコーデックス分析用語の見直し
5 .a)	コーデックス規格の分析法条項の承認
b)	微量元素分析法の分析法評価規準への変換
6 .	分析結果の活用 : サンプリング計画及び分析結果・測定の不確かさ・回収率とコーデックス規格の条項の関係
7 .	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準
8 .	ダイオキシン類及び PCB 類の定量のための分析法
9 .	分析方法に関する国際機関間会合の報告
10 .	その他及び今後の作業
11 .	次回会合の日程及び開催地
12 .	報告書の採択

標記会合に先立ち、2005 年 4 月 2 日 (土) に、「分析法の承認に関する特別作業部会」が開催される予定。

## 第 26 回分析・サンプリング法部会(CCMAS)の主な検討議題

日時：2005 年 4 月 4 日(月)～4 月 8 日(金)

場所：ブダペスト(ハンガリー共和国)

### 主要議題の検討内容

#### 議題 3 承認できる分析法の評価規準

##### a) 承認できる分析法の評価ガイドライン案(ステップ 7)

本ガイドラインは、コーデックス委員会が認める分析法としての具体的な要件と、その算定手段を示す指針として各国で利用されることを目的として策定中の文書である。精度特性評価(precision characteristics estimation)の考え方を採用するのか(European Community)、単に繰返し精度(repeatability)及び再現精度(reproducibility)を指標として使うか(New Zealand)どうかについて第 25 回会議で結論が出ず、引き続き議論が行われる予定である。

##### b) 分析法評価のための目的適合性検討法に関する勧告原案(ステップ 4)

第 25 回部会において実質的な議論ができず、英国が解説文書(Comprehensive Document)の改訂版(CX/MAS 05/26/4)を作成し、これに基づき議論が行われる。

従来、分析法は個々の規格などに対してそれぞれ具体的な分析方法が承認(指定)される仕組みであるが、議題 3a)及び b)は、ある一定の性能基準を満たす分析方法であれば使用可能であるという考え方に基づいている。要件を満たせば複数の分析方法が使用でき、選択の幅も広がるため、趨勢としてはこうした考え方が主流となりつつある。

しかし、この考え方は定義分析(Codex では Type 1)には適用できないこと、性能基準を正しく設定できないと要件を満たす複数の試験方法であっても同等の結果(判定)を与えるとは限らないことに注意が必要である。

##### c) 分析(試験)結果の違いに起因する紛争を解決するためのガイドライン原案(ステップ 4)

本ガイドラインは、分析法の違いによる紛争について解決のための手順を示すものである。サンプリング法の違いによる紛争については対象としていない。仏がガイドライン原案を作成し、検討が行われる。示されている手続き優先度、Type 2 分析法の取り扱い、ガイドラインと個別品目規格との関係等の明確化を

図るべく対処する。

#### **議題5 コーデックス規格の分析法条項の承認**

他の部会で作業中の規格案等において用いられている分析法条項について検討を行うものである。穀類豆类部会（CCCPL）で作業中の即席麺の規格案に関し、同部会において、水分測定、油脂の抽出法、酸価の測定について我が国の方法を採用するよう意見を提出した。我が国の分析法が採用される方向で対処する。

#### **議題7 バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する試験法の規準**

第25回部会において、提案されている規準は化学的定量分析の考え方に基づき作成されているが、PCR法のような増幅を伴う試験法へも適用可能かどうかを慎重に検討すべきであることが合意された。また、提案された規準はPCR法のみを対象としており、タンパク分析が対象となっていない点も指摘された。その結果、英国及びドイツを中心とし、わが国を含む十数カ国・機関が、ガイドライン作成を目指して準備することで合意した。今回、英・独から改定された文書（CX/MAS 05/26/9）が提出され、ガイドライン化に向けた議論が行われる予定であり、検討の内容に留意しつつ対処する。